共創パートナーシップ 初期購買モデル契約書

（ソフト、所有権移転なし）

* **前文**

株式会社X（以下「甲」という。）と株式会社Y（以下「乙」という。）は、甲が提供する画像認識ソフトウェア（正式名称「XXX」。以下「本ソフトウェア」という。）の使用許諾に関し、基本的事項を定めるため、以下の通り契約（以下「本契約」という。）を締結する。

* **1条　目的**

甲及び乙は、乙が次項で定める本ソフトウェアの効果検証を実施するため（以下「本目的」という。）に、本契約に基づいて本ソフトウェアを使用許諾するものであることを確認する。

2　乙が行う本ソフトウェアの効果検証の内容は以下の通りとする。  
本ソフトウェアを、乙が開発を行う物流倉庫の省人化対応に資するピッキングロボットにおける画像認識システムとして利用する場合の性能評価

3　乙は、本ソフトウェアについて、本目的以外の目的では使用しないものとする。

* **2条　ライセンス使用許諾**

甲は、乙に対し、第15条に定める有効期間中（以下「ライセンス期間」という。）、第2項に定める使用者に限り、かつ本契約及び本ソフトウェアに関して提供されるその他の文書に記載の条項に従うことを条件に、本ソフトウェアの非独占的な使用権（以下「本ライセンス」という。）を許諾する。乙は、ライセンス期間の満了時又は終了時に、本ソフトウェアの一部又は全部が事前に通知することなく動作を停止する場合があることを予め認める。ライセンス期間が満了又は終了した場合、乙は本契約を更新しない限り本ソフトウェアを使用することはできない。

2　本契約に基づく本ソフトウェアの使用者は乙及び乙の役員及び従業員のみとする。乙は、甲の事前の書面による承諾のない限り、第三者に本ソフトウェアの使用権を許諾してはならない。

* **3条　支払い**

ライセンス期間中、乙は甲に対して、本ライセンスの許諾の対価として、使用料[月額●●円]を、[毎月末日]までに甲が指定する口座に振り込む方法により甲に支払う。なお、振込手数料は乙の負担とする。[1か月に満たない期間の使用料は、当該月の日割計算によるものとし、１円未満の端数は切り捨てる。]

* **4条　対価の不返還**

甲及び乙は、本契約に基づき相手方に対して支払った対価に関し、計算の過誤による過払いを除き、いかなる事由による場合でも、返還その他一切の請求を行わないものとする。なお、錯誤による過払いを理由とする返還の請求は、支払後30日以内に書面等により行うものとし、その後は理由の如何を問わず請求できない。

* **5条　保証の否認**

甲は、本ソフトウェアが乙の特定の目的に適合すること、期待する機能・商品的価値・正確性・有用性を有すること、乙による本ソフトウェア利用が乙に適用のある法令又は業界団体の内部規則等に適合すること、継続的に利用できること、及び不具合が生じないことについて、明示又は黙示を問わず何ら保証するものではない。

* **6条　知的財産権**

甲及び乙は、本目的のために使用する場合を除き、甲の保有する本ソフトウェアに関する全ての知的財産権（特許を受ける権利その他これに類する登録申請に係る権利及びノウハウを含む。以下本条において同じ。）は甲に帰属し、本契約の締結によっても、乙に対して当該知的財産権が譲渡されるものでなく、また、実施権、利用権その他いかなる権限も付与されるものでないことを確認する。

2　本目的としての効果検証に関連して乙が甲に対して提供したフィードバックを、甲は本ソフトウェアの改善又は開発に活用することができる。

3　乙は、かかるフィードバックにより改善又は開発された本ソフトウェアに係る知的財産権の保有を主張することはできない。

* **7条　禁止事項**

乙は、本ソフトウェアの利用にあたり、自ら又は第三者をして次の各号のいずれかに該当する、又はそのおそれのある行為をしてはならない。

1. 蒸留行為（本ソフトウェアへの入力データと、本ソフトウェアの処理結果を新たな学習用データセットとして新たな学習済みモデルを生成する行為）
2. 不正なデータ又は命令を本ソフトウェアに入力すること
3. 本ソフトウェアのネットワーク又はシステム等に過度な負担をかけること
4. 本ソフトウェアの知的財産権を侵害すること
5. 本契約に違反すること

* **8条　権利義務の譲渡禁止**

甲及び乙は、事前の書面による相手方の承諾を得た場合を除き、本契約から生じる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

* **9条　反社会的勢力等の排除**

甲及び乙は、各自、自己が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、政治活動標ぼうゴロ及び特殊知能暴力集団、その他これらに準ずるもの（以下総称して「反社会的勢力等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを確約し、これを保証するものとする。

1. 自己の取締役、執行役、執行役員、監査役、相談役、会長もしくはこれらに準ずる者又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力等であること、又は反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 反社会的勢力等が経営を支配していると認められる関係を有すること
3. 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力等を利用していると認められる関係を有すること
4. 反社会的勢力等に対して反社会的勢力等であることを知りながら資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
5. 反社会的勢力等に自己の名義を利用させ、本契約又は取引契約を締結すること

2 　甲及び乙は、各自、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約し、これを保証する。

1. 暴力的な要求行為
2. 法的な責任を超えた不当な要求行為
3. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
4. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
5. その他前各号に準ずる行為

* **10条　秘密保持**

甲及び乙は、本契約の履行のため、文書、口頭、電磁的記録媒体その他開示及び提供（以下「開示等」という。）の方法並びに媒体を問わず、また、本契約の締結前後に関わらず、甲又は乙が相手方（以下「受領者」という。）に開示等した一切の情報（以下「秘密情報」という。）及び秘密情報を含む文書その他の媒体（以下総称して「秘密情報等」という。）を秘密として保持し、秘密情報等を開示等した者（以下「開示者」という。）の事前の書面による承諾を得ずに、第三者に開示又は漏洩してはならない。

2　前項の定めに関わらず、次の各項のいずれか一つに該当する情報については、秘密情報に該当しない。

1. 開示者から開示等された時点で既に公知となっていたもの
2. 開示者から開示等された後で、受領者の帰責事由によらずに公知となったもの
3. 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに適法に開示等されたもの
4. 開示者から開示等された時点で、既に適法に保有していたもの
5. 開示者から開示等された情報を使用することなく独自に取得又は創出したもの

3　受領者は、秘密情報等について、事前に開示者から書面等による承諾を得ずに、本契約の履行の目的以外の目的で使用、複製及び改変してはならず、本契約の履行のために合理的に必要となる範囲でのみ、使用、複製及び改変できるものとする。

4　受領者は、秘密情報等を、本契約の履行のために知る必要のある自己の役員及び従業員並びに弁護士、公認会計士、税理士等のアドバイザー（以下「役員等」という。）に限り開示等するものとし、この場合、本条に基づき受領者が負担する義務と同等の義務を、開示等を受けた当該役員等（ただし、法律上守秘義務を負うアドバイザーを除く。）に退職後も含め課すものとする。

5　第１項、第３項及び第４項の定めに関わらず、受領者は、次の各項に定める場合、可能な限り事前に開示者に通知した上で、当該秘密情報等を開示等することができる。

1. 法令の定めに基づき開示等すべき場合
2. 裁判所の命令、監督官公庁又はその他法令・規則の定めに従った開示等の要求がある場合

6　本契約が解除された場合、又は開示者の指示があった場合は、受領者は、開示者の指示に従って、秘密情報が記録された媒体を破棄又は開示者に返還もしくは引渡し、また、受領者が管理する一切の電磁的記録媒体から削除するものとする（ただし、自動バックアップシステムにより作成された削除が困難な電磁的記録を除くものとするが、受領者はかかる電磁的記録にアクセスしないものとする。）。なお、開示者は受領者に対し、秘密情報等の破棄又は削除について、証明する文書の提出を求めることができる。

7　前項までの規定に関わらず、本条は、秘密情報に関する両当事者間の合意の完全なる唯一の表明であり、秘密情報に関する両当事者間の書面等又は口頭による提案及びその他の連絡事項の全てに取って代わる。

8　本条の規定は、開示等した日より３年間有効に存続するものとする。

9　前項までの規定に関わらず、甲は、第6条第2項に定める通り、本目的の検証活動において乙が甲に対して提供したフィードバックを、甲は本ソフトウェアの改善又は開発に活用することができる。また、当該フィードバックは、第6項が定める秘密情報の返還もしくは引渡し・削除の対象外とする。

* **11条　解除**

甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当したとき（ただし、第１号は相手方が乙である場合のみ適用される。）は、何らの催告も要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

1. 乙が本製品を本目的以外の目的で使用又は処分したとき
2. 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき
3. 第8条に違反して本契約に基づく義務を第三者に譲渡したとき
4. 第9条に違反したとき

2　前項の規定により本契約を解除した甲又は乙は、当該解除により相手方に損害が生じた場合も、当該損害を賠償する義務を一切負わない。

3　甲及び乙は、第1項に定めるほか、相手方が本契約に定める条項に違反し、当該相手方に対し催告したにも関わらず３０日以内に当該違反が是正されないときは、本契約を解除することができる。

* **12条　契約終了時の措置**

前条に定める本契約の解除は、将来に向けてその効力を生じる。

2　原因の如何を問わず本契約が終了した場合には、甲及び乙は、直ちに第10条第6項の定めに従って秘密情報等を相手方に返還もしくは引渡し、又は、破棄するものとする。

3　本契約終了後は、直ちに本ソフトウェアの使用を中止するものとする。

* **13条　存続条項**

第6条（知的財産権）、第8条（権利義務の譲渡禁止）、第10条（秘密保持）、第11条（解除）第2項、第14条（損害賠償）、第16条（協議事項、準拠法及び管轄裁判所）は、本契約の終了後もなお効力を有する。

* **14条　損害賠償**

甲及び乙は、本契約に違反したときは、相手方に対し、その損害を賠償する義務を負う。

2　甲が本契約に違反した場合の損害賠償の額は、当該違反が甲の故意又は重過失による場合を除き、第3条に基づき受領済のライセンス料の額を超えないものとする。

* **15条　契約の有効期間**

本契約は、２０●●年●●月●●日に発効し、３か月間有効に存続する。ただし、存続期間の満了日の1か月前までに甲乙いずれの当事者からも本契約を更新しない旨の通知がないときは、更に３か月のみ存続するものとする。

* **16条　協議事項、準拠法及び管轄裁判所**

本契約に定めのない事項又は本契約の定めに疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議して決定する。

2　本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

3　本契約に関し、万一紛争が生じた場合には、[東京]地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

　　　　　　年　　月　　日

甲

乙